

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の  
範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集（パブリッ  
クコメント）の結果について

令和6年10月22日  
環境省 環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

令和6年8月24日（土）から令和6年9月22日（日）にかけて「特定有害  
廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を  
定める省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見募集を行い、その結果  
を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますと  
ともに、今後とも廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進に御協力いただきます  
よう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

- 募 集 期 間：令和6年8月24日（土）～令和6年9月22日（日）
- 実 施 方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載

2. 御意見の件数

2件

3. 御意見の内容及び御意見に対する回答

別紙のとおり

3. 本件に関する問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課  
電話：03-5501-3157

整理番号	意見の概要	考え方
1	<p>バーゼル条約の主旨に基づき、規制対象の特定有害廃棄物等についても新たな区分を設ける必要性を感じます。特定有害廃棄物の規制対象でなく、「輸出入禁止対象」の区分を設けるべきと考えます。</p> <p>具体的には、使用済み鉛蓄電池を解体した鉛部分の「巢鉛」が、「鉛のくず (HSコード：7802)」と称して輸出が横行されております。通関統計では、2020年に2,186tであったものが2023年に19,367tと約10倍にのぼっており、一部は、通関時に摘発されている事実があることから増加分の多くは、「巢鉛」であることが分かります。使用済み鉛蓄電池を解体するには、内部液である特別管理産業廃棄物にあたる「廃酸」も排出されるのですが、違法解体業者と呼ばれる解体業者たちは適正処理をしていないという声も多く聞かれ、国内の重大な環境汚染がすでに始まっています。また、過去には使用済み鉛蓄電池が輸出先の環境汚染につながった歴史があります。その後も、国内で処理(＝リサイクル)ができる有害物質であるとともに有益な資源が色や形を変え流出するのを防ぐ新たな区分「輸出禁止区分」が必要です。更に申し上げればA1160は「輸出禁止区分」とすることで、国内外の環境汚染の危険性がなくなり、資源流出の機会が減ると考えます。</p>	<p>当該省令改正はバーゼル条約附属書改正に対応した改正であるため、いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではございませんが、今後の参考といたします。</p>
2	<p>範囲省令の改正については概ねバーゼル条約附属書改訂に対応したものと理解しており、特段の異見はありません。当社が集荷しているe-scrapはリサイクル目的であり、リサイクル原料から有価金属を取り出し再資源化する技術や、リサイクル原料を適切に処理する仕組みが整っています。保有資源の少ない我が国においては、安定的な資源確保と持続的な社会発展のためには資源を効率的に循環させることが重要と考えており、今後も実態に即した適切な対応を頂けるものと理解しております。</p>	<p>御意見として頂戴しました。</p>

※意見募集時から、一部技術的修正を行いました。